

○危険箇所を発見するための二次点検プロセスの実施について

令和4年3月29日
道本交規第4795号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
危険箇所を発見するための二次点検プロセスについては、これまで、「危険箇所を発見するための二次点検プロセスの実施について」（平23. 9. 5道本交規第2124号。以下「旧通達」という。）に基づき、実施しているところであるが、本取組の継続に際し、実施要領について見直しを行ったので、所属職員に周知徹底の上、下記のとおり実施されたい。

なお、旧通達は、同日付で廃止する。

記

1 趣旨

交通死亡事故等の重大事故が発生した場合、発生地を管轄する警察署、警察本部高速道路交通警察隊、各方面本部（釧路方面本部を除く。）交通課高速道路交通警察隊及び釧路方面本部十勝機動警察隊（以下「警察署等」という。）において、これまでも再発防止対策として「交通死亡事故等発生時における再発事故防止対策の推進について」（令2. 3. 27道本交企第5554号）で定める「一事故セーフティ対策」を実施し、路線・道路環境に応じ道路管理者、自治体交通安全担当者、町内会、職場、学校関係者等必要と認められる者との合同による現場診断（以下「一次点検」という。）を実施してきたところである。

そのうち、当該重大事故発生場所と同様の道路交通環境にある他の場所における危険の有無について点検（以下「二次点検」という。）を行い、道路交通環境の改善により、効果的に重大事故を防止することができると認められる場所を発見した場合に、当該危険箇所における交通事故の発生を防止するために必要な措置を講ずることにより効果的に交通事故の防止を図るものである。

2 実施要領

(1) 警察本部における対策

ア 委員会の開催

二次点検プロセスを効果的に実施するため、交通部長を委員長、交通部首席参事官、交通企画課長、交通規制課長を委員とする二次点検プロセス推進委員会（以下「委員会」という。）を、年1回以上開催するものとし、その事務を交通企画課事故分析係及び交通規制課規制係において取り扱うものとする。

なお、委員会には、委員長が指定する者を招集することができるものとする。

イ 二次点検プロセスの対象とする重大事故の選定

委員会において、前年に発生した交通事故から、次に該当するものを選定し、これを二次点検プロセスの対象とするものとする。

(ア) 一次点検により道路交通環境の改善を図ることとなったものであること。

(イ) 道路交通環境が類似していることから、一次点検による道路交通環境の改善と同様の対策を講ずることにより、効果的に重大事故の再発を防止することができると認められる場所（以下「同一類型危険箇所」という。）が他にもあると見込まれるものであること。

なお、選定方法について警察庁から特に指定された場合はこの限りではない。

ウ 一次点検の結果等の共有

二次点検の対象とされた事故については、警察本部交通企画課において次の事

項を整理した「二次点検用通報資料」を警察本部交通規制課と協議して作成し、警察本部交通規制課を通じて、方面本部交通課及び警察署等に配布して共有を図るものとする。

- (ア) 事故の概要
- (イ) 事故の要因となったと考えられる道路交通環境
- (ウ) (イ)と当該事故の発生との関係の概略
- (エ) 道路交通環境の改善内容

エ 同一類型危険箇所における道路交通環境の改善

警察本部交通規制課は、警察署等（札幌方面以外の警察署等にあつては、当該方面本部交通課規制係を經由）から、同一類型危険箇所を発見した旨の報告を受けた場合は、必要に応じて当該警察署等及び当該警察署等の属する方面本部交通課と連携して調査・調整を行い、交通安全施設等の整備、信号制御の調整、道路管理者への道路整備の働き掛け等の対策を推進することにより、道路交通環境の改善を図るものとする。

(2) 方面本部交通課における対策

当該方面管内の警察署等から報告を受けた同一類型危険箇所について、必要に応じて当該警察署等及び警察本部交通規制課と連携し、2の(1)のエの事項に定める対策を推進するものとする。

(3) 警察署等における対策

ア 二次点検の実施

二次点検用通報資料を配布された警察署等においては、配布後おおむね2か月以内に管内における同一類型危険箇所の有無を点検し、同一類型危険箇所を発見した場合には、警察本部交通規制課規制係（札幌方面以外の警察署等にあつては、当該方面本部交通課規制係）に報告するものとする。

イ 道路交通環境の改善

同一類型危険箇所を管轄する警察署等は、必要に応じて警察本部交通規制課（札幌方面以外の警察署等にあつては、警察本部交通規制課及び当該方面本部交通課）と連携して交通安全施設等の整備、信号制御の調整、道路管理者への道路整備の働き掛け等を行い、その内容・結果について警察本部交通規制課規制係（札幌方面以外の警察署等にあつては、当該方面本部交通課規制係を經由）に報告するものとする。

3 留意事項

(1) 発見した同一類型危険箇所における道路交通環境の改善の内容について

二次点検後の道路交通環境の改善のため必要な対策は、「二次点検用通報資料」に示す道路交通環境の改善の内容と一致させることが望ましいが、これにより難しい場合は一致させることに固執せず、より効果的な道路交通環境の改善策、代替対策、段階的な改善等についても検討し、早期に交通事故の発生を防止するために必要な措置を講ずること。

また、道路交通環境の改善が困難である場合や改善までに期間を要する場合等は、交通指導取締り・交通安全教育・広報啓発等ソフト対策も検討し、事故抑止に努めること。

(2) 関係機関・団体との連携

一次点検については、道路管理者、地方公共団体、交通安全協会等の関係機関・団体と適切に連携して実施しているところであるが、二次点検プロセスにおいても、

関係機関・団体にも二次点検用通報資料を提供して同一類型危険箇所の有無を照会するなど緊密な連携を図ること。

(3) 一次点検の結果等の共有

二次点検プロセスが有効に機能するためには、まず、重大事故が発生した場合に行われる一次点検が確實かつ適切に行われることが重要であることから、引き続き、関係機関・団体と連携して合同で現場を確認するなど、一次点検の効果的な実施に配慮すること。

4 報告

同一類型危険箇所を発見した場合は、別記第1号様式「二次点検プロセス対策箇所一覧」及び別記第2号様式「二次点検プロセス実施結果報告」を用いて道警WANのメールシステムにより警察本部交通規制課規制係（札幌方面以外の警察署等にあつては当該方面本部交通課規制係を経由）に報告し、記載内容の変更又は改善後は、同様式を更新して同様に報告すること。

5 その他

危険箇所を発見するための二次点検プロセスの実施概要は、別添「危険箇所を発見するための二次点検プロセス実施チャート」のとおりであるから参考とされたい。

※ 別添及び別記様式は省略